慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	テューダー・スチュワート朝の都市経済 : ノリッヂ市における新種毛織物工業
Sub Title	Urban textile industries in late Tudor and early Stuart England : some aspects of the "new draperies" industry in Norwich
Author	安元, 稔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.10/11 (1969. 11) ,p.1138(84)- 1161(107)
JaLC DOI	10.14991/001.19691101-0084
Abstract	
Notes	宇尾野久教授追悼特集号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

テューダー・スチュワート朝の都市経済

——ノリッヂ市における新種毛織物工業[1]——

安　元　　稔

はじめに

テューダー朝がスチュワート朝にかわる1603年をほぼ中間に狭む一世紀が，英国経済の構造転換，再編成の時代であるとは，近年しばしば指摘されるところである。この一世紀に亘る英国経済の再編成の過程は，英国毛織物工業の再編成過程そのものであり，それは英国の毛織物工業が，既に国民的産業としての地歩を築いていたからに他ならない[2]。1550年以降の白地毛織物輸出の鈍化，1580年代，1615・6年，1622年，1630年代の毛織物輸出の不振は[3]，極めて自明のことながら，英国毛織物工業の輸出競争力の低下によってもたらされたものであり，これら度重なる輸出の不振は，大幅に輸出に依存する英国毛織物工業全体の不況を呼び起こさざるをえなかった。

この意味において，一世紀間の英国経済の再編成の過程は，当時の国際的環境が国民的産業としての英国毛織物工業に課した課題の解決のための過程，すなわち，英国毛織物工業の輸出競争力の強

注(1)　ここでいう新種毛織物とは，New Draperies のことである。毛織物を，梳毛毛織物 (worsted, stuff) と紡毛毛織物 (woollen, cloth) に大別すれば，前者に入るものであるが，たて糸に梳毛糸 (combed yarn)，よこ糸に刷毛糸 (carded yarn) を用いるもの，絹あるいは綿糸を用いるもの，縮絨を要するもの，あらかじめ糸を染めておくもの等あり，その種類も実に多い。

(2)　英国毛織物工業の構造転換の意味，殊に，それが，16世紀末期から17世紀中期に至るまでの英国経済にとって如何なる意味をもったかについては，わが国の従来の問題視角に対する若干の批判を含めて，船山栄一氏が既に，すぐれた理論的解明を果たされているので，ここで詳述する必要はない。「イギリス毛織物工業と国際競争—17世紀における新旧毛織物の隆替をめぐって—」(土地制度史学，第26号，VII-2，1965・1)，5—21頁参照。この論文は船山栄一，「イギリスにおける経済構成の転換」，東京，1967，7—18頁に収録されている。

(3)　1550年以降のロンドンからの毛織物の輸出の鈍化については，F. J. Fisher, "Commercial Trends and Policy in Sixteenth Century England," (Econ. Hist. Rev. 1st ser. Vol. X, No. 2, 1940), pp. 96-7; 1615年の不況については，Astrid Friis, Alderman Cockayne's Project and the Cloth Trade, The Commercial Policy of England in its Main Aspects, 1603-1625, London & Copenhagen, 1927, p. 319; 1622年の不況については，Calendar of State Papers, Domestic Series, James I, 1611-1618, Vol. CXXX, 140, (repr. Nendeln, Liechtenstein, 1967), p. 400 (以下 C.S.P.D. と略記)；1630年代の不況については，B. E. Supple, Commercial Crisis and Change in England, 1600-1642, A Study in the Instability of a Mercantile Economy, Camb., 1959, p. 120. を参照のこと。

化のための模索の過程であった[4]。英国の毛織物工業は，既に都市の時代を終り，輸出競争力の強化を内容とする構造転換の舞台は農村に移っていた。しかし，都市もまたこの一世紀間の再編成の外にあったわけではなく，生残るためには様々な対応を強いられた筈である。本稿は，東部の特権都市ノリッヂの梳毛毛織物（ウーステッド）工業が，十六世紀後半から市民革命に至るまでの一世紀間に，英国経済の構造転換の一翼をどのような形で担ったのかを解明しようとするものである[5]。

(I)

1565年，30名のオランダ人，ワルーン人親方の移住と bayes, sayes, tapstrye, mockadoes, stamens, arras 等の新種ウーステッド (New Draperies) の生産を許されたノリッヂ市は[6]，その後の数年間に極めて多数の外国人を迎え入れ[7]，これによって17世紀初頭に至るまでに，旧来のウーステッド (traditional worsted) 工業の生産・流通組織は大幅な変化を蒙り，再編成を余儀なくされるのであるが，ここでは，先ず新種毛織物導入前のノリッヂ市の毛織物工業組織を大づかみに述べてみよう。旧ウーステッド工業の生産組織について先ず注目すべきは，毛織物工業の主要な工程が，それぞれ別個の経営によって担われていたという点である。すなわち，羊毛仲買人，その他が農村市場町あるいはノリッヂ市において，羊毛を少量ずつ紡毛工に売却し，梳毛 (combing) をも併せ行なってい

注(4)　越智武臣，「近代英国の起源」，京都，1966，214—222頁参照のこと。

(5)　筆者は，前稿「近世初頭東部イングランドにおけるウーステッド毛織物工業」(三田学会雑誌 第61巻，12号) において，東部イングランドのノーフォーク (ノリッヂ市はノーフォーク州の特権都市の一つ) のウーステッド工業の発展を中世末から近世に至るまで概観し，ノリッヂ市の毛織物工業についても，簡単ではあるがふれておいた。その後，前稿を書いた当時見ることのできなかったいくつかの史料を参照した結果，以下の点について，補筆の必要を痛感した。すなわち，まず，筆者は，前稿において，旧ウーステッド(traditional worsted) と New Draperies とをそれほど明確に区別しなかったが，両者の相違は，極めて重要であり，殊に英国毛織物とオランダ，ドイツのそれとのコスト面での相違を考える場合，重要な意味をもっていたこと。第二に，前稿においては，ノリッヂ市における旧毛織物から新種毛織への転換が比較的スムーズに行なわれたかの如く述べられているが，そうではなく，土着人口の約半数に近い外国人を導入せざるをえなかった背後には，旧毛織物工業にそれなりの問題が内在していたこと。また，新種毛織物導入後にも，旧毛織物の全面的放棄と新種毛織物の定着までの間には，かなりの混乱と軋轢があったこと。最後に，ノリッヂ市における仕上について，前稿は，極めてあいまいであったこと。以上の諸点を考慮し，16世紀末期から17世紀初頭にかけての国内あるいは国際的諸条件のなかで，ノリッヂ市の毛織物工業が，如何なる形で，英国経済の構造転換の一翼を担ったかを具体的にあとづけようとするのが本稿の課題である。従って，必要なかぎり，旧ウーステッド工業についてもふれざるをえず，前稿と重複するところも少なくない。予め御断わりしておく次第である。

(6)　Calendar of the Patent Rolls, Eliz. I, Vol. III, 1563-1566, repr. 1960, pp. 209-210 (1060). 以下，C.P.R. と略記。

(7)　F. Blomfield, An Essay toward a Topographical History of the County of Norfolk, Containing a Description of the Towns, Villages and Hamlets, with the Foundations of Monasteries, Churches, Chapels, Chantries and Other Religious Buildings, London, 1806, Vol. III, Pt. I, pp. 290, 291, 294.

たこの独立の紡毛工は，織糸を農村市場町，ノリッヂ市において，織元に売却し，織元は織り上げた未仕上毛織物をノリッヂ市の仕上業者に料金加工という形で委託加工させ，再び織元の手に戻った仕上毛織物は，ノリッヂ市において商人に売却されるという形[8]で旧ウーステッド工業は組織され，当時既に西部あるいは東部の紡毛毛織物（ウールン）地帯で展開していた織元による準備，織布，あるいは仕上工程の組織化はみられなかったのである。換言すれば，ノリッヂ市を含めたノーフォークの旧ウーステッド工業は，特定の工程に特化する経営が，「一連の連結する鎖」[9]によって組織され，各経営はそうした形で社会的分業の一端を担っていたのである。そして，この連鎖のうち，織布工程は，農村，都市双方において，「織元」[10]の作業場経営の拡大（具体的には織機の集中），あるいは賃機問屋制の拡大[11]という方向で，更に仕上工程も，後述するように，ノリッヂ市において，商業的機能を帯びるに至った仕上業者が抬頭するという方向で拡大し，16世紀半ばに近づくにつれて，各工程間の生産力的な格差が目立ち始めていたのである[12]。

ところで，こうした生産・流通組織をもったノリッヂ市の旧ウーステッド工業は，16世紀前半の白地大幅毛織物の輸出ブームとは対照的に，当時抬頭して来た低地地方のウーステッドの競争にさらされ，次第に衰退のきざしを示し始める[13]。16世紀前半のノリッヂ市の旧ウーステッド工業の不況は，既にこの時期までに毛織物を改良し，輸出競争力をつけることに成功し，コスト面でも極めて有利な低地地方のウーステッド毛織物が，スペイン，ポルトガル，フランス等の従来のノリッヂ市の主要な輸出市場に進出し始めたことによって[14]惹起されたものであった。しかし，ノリッヂ市のウーステッド工業の不況をより深刻化させた要因として，われわれは，ノリッヂ市旧ウーステッド工業の生産組織の特殊性，就中，梳毛，紡毛工程の未組織性を想起しなければならない。英国の他

注（8） K. J. Allison, "The Norfolk Worsted Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries. I, The Traditional Industries. (Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research, Vol. 12, No. 2, 1960), pp. 74-76. 以下，Worsted I と略記。

（9） K. J. Allison, The Wool Supply and the Worsted Cloth Industry in Norfolk in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, unpublished Ph. D. thesis, University of Leeds, 1955, p. 411. この論文引用にあたっては，著者，K. J. Allison 氏より許可をうることができた。尚，以下 thesis と略記。

(10) 刷毛，梳毛，紡毛，織布，あるいは仕上等の毛織物の主要な工程を問屋制的にせよ，マニュファクチュアーとしてにせよ，その経営に包摂するものを織元とよぶとすれば，織布工程に特化する傾向の強かったノーフォークの weaver に，織元なる言葉をあてることは不適当かもしれず，むしろ大規模な織布業者とよぶべきかもしれない。以下，織元という場合，やや特殊な意味において用いることを記しておく。

(11) The Records of the City of Norwich, compiled & edited by W. Hudson & J. C. Tingey, London & Norwich, 1910, Vol. II, p. 377. 以下，R.C.N. と略記。尚，旧ウーステッドの織元の経営形態について詳しくは，前掲拙稿，87-97頁参照。

(12) 織糸供給が不安定であり，品質が一定していなかったこと，織糸不足が深刻であったことについては，R.C.N. p. 377.

(13) The Statutes of the Realm, 5 Hen. VIII, C. 4, repr. 1963, Vol. III, p. 94. 33 Hen. VIII, C. 16, Vol. III, p. 852.

(14) Tudor Economic Documents ed. by R. H. Tawney & E. Power, New Impr., London, 1963, Vol. III, pp. 162-5.

の毛織物生産地帯では，既にこの時期には，少なくとも織元による紡毛工程の問屋制的組織化は完了していたにもかかわらず，ここでは，紡毛工程は，農村に分散する独立の紡毛工，都市の貧しい紡毛工によって担われ[15]，しかも通常，成年男子の激しい労働を要求するといわれる梳毛工程すらこうした紡毛工によって行なわれ，ノリッヂ市においてさえ，専業の梳毛工は見られなかったのである[16]。こうした場合，織元への織糸供給は極めて不安定であり，その品質の均等化は望み得ず，織元の生産規模拡大にとって，この梳毛，紡毛工程の未組織性は大きな隘路となった筈である。この意味において，先に述べたノリッヂ市の旧ウーステッド工業は，構造的にかなりの脆弱性を内包するものであった[17]。16世紀中期以降の低地地方のウーステッド工業の進出は，こうしたノリッヂ市旧ウーステッド工業に内在する構造的な脆弱性を露呈させ，梳毛工程と紡毛工程の分離，新たな技術による梳毛工程の改良と合理化，一言でいえば，何等かの形での両工程の組織化を迫っていたのである。

旧ウーステッドの輸出不振に直面したノリッヂ市は，輸出競争力の強化，従ってコストの低減を図って，旧ウーステッド工業組織の枠外で，様々な実験的試みを行なわなければならなかった。帽子製造カンパニーを設立して低廉な粗質羊毛の使用を許し[18]，dornix，coverlet 等の毛織物の生産を都市内にとどめんとし[19]，更には富裕な織元と商人の共同出資によって，ラッセル織物カンパニーを設立する等[20]，様々な不況打開策を打ち出し，こうした別種の毛織物の生産の独占を企てたのである。しかしながら，ノリッヂ市のイニシァティヴによって開発されたこれらの毛織物は，直ちに農村に浸透し，その有利性をノリッヂ市のみが享受することはできなかった。しかも，こうした一連の試みは，梳毛，紡毛工程の組織化を伴わず[21]，全面的な不況克服は望みえず，ノリッヂ市の旧ウーステッドの不況を惹起した当の低地地方の新種毛織物そのものを導入して，都市毛織物工業組織を再編する道しか残されていなかったのである。それでは，低地地方から新種毛織物を導入することによって，ノリッヂ市は，当時の国際的環境が英国に課していた多くの課題をどのような形で解決して

注(15) ノリッヂ市の紡毛工は，その羊毛を，羊毛仲買人（wool-broggers）のみならず，食肉業者，手袋製造業者から，少量ずつ購入し，梳毛，紡毛を行なっていた。R.C.N. pp. 19-20.

(16) ノリッヂ市の市民名簿に初めて wool comber の名があらわれるのは，新種毛織物の導入後の1577年である。The Register of the Freemen of Norwich, 1548-1713, A Transcript, ed. by P. Millican, Norwich, 1934, p. 151.

(17) 米川伸一，「14世紀イングランド一揆の社会経済的背景」（増田四郎他編，社会経済史大系 III，中世後期，東京，1960）所収，36頁。

(18) The Statutes of the Realm, 1 Edw. VI, C. 6, Vol. IV, Pt. I, p. 112. 帽子製造カンパニーには，特に粗質の羊毛糸（small uffe yarn）の使用を許可している。

(19) The Statutes of the Realm, 5 & 6 Edw. VI, C. 24, Vol. IV, Pt. I, pp. 156-7.

(20) The Statutes of the Realm, 1 & 2 Phil. & Mar. C. 14, Vol. IV, Pt. I, pp. 260-1. G. Unwin, Industrial Organization in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, repr., London, 1957, p. 97. 尚ラッセル織物カンパニーについて詳しくは，前掲拙稿，95-96頁参照。

(21) Russelle Weavers Company の規約にも，織糸不足を解消するために，一定期間，織布を中断する旨の規約がある。R.C.N. pp. 134-5.

行ったのか，以下において，まず導入直後の市の対応，毛織物工業組織の変化，原料コスト，労働力コストの低減，仕上工程における技術的変化の順で見て行こう。

(II)

低地地方の毛織物工業関係者の移住後，ノリッヂ市会は直ちに新種毛織物への課税を決定し，検査，検印，販売のための集荷所（Hall），公設市場を指定し，検査官の任命に当った[22]。英国人を含めて，新種毛織物を生産する者は総て，例えば bayes の場合には，以下のような規制を課せられている。市内に持込まれ，検査に合格した羊毛は，梳毛業者，次いで紡毛工の手を経て織糸仲買人によって織布工に分配される。数回の検印のために両端に数本の筋（lead）をつけて織り上げられた bayes は，織機からはずされる前に，検印官によって第一回目の検印を受け，次いで織布工によって Hall に持込まれた bayes は，Hall の役人の手を経て，縮絨工[23]に手渡され，再び検印を受けた後，織布工によって検査所に戻される。白地のまま販売されるものを除き，検査所に持込まれた bayes は，染色業者のもとに運ばれ，染色後，再度検査所に運ばれ，検印を経た後，公設市場に持込まれる。商人は検査所において，bayes の吟味を禁止され，公設市場においてのみ，しかも公設市場役人によって，bayes を受取るのである[24]。

こうした煩瑣で直接的な規制は，移住民の導入を図った英国南東部諸都市[25]のみならず，同じく低地地方から移住民を導入したライデンにおいても採用されたものであった[26]。一つの工程から他の工程への流通の要所要所に検査所を設け，各工程を担う者の直接的な接触を極力排除し，殊に公設市場において，市場役人の手を経て毛織物を商人に引渡すことによって，商人資本の直接支配をチェックし，結果的には，中世的な独立生産者の保護を志向するこうした流通規制は[27]，旧ウーステッドに代る輸出商品としての新種毛織物の品質の維持を第一の目的としたものであったろう。しかし，同時に，この規制は，新種毛織物の導入後未だ日浅く，準備，織布，仕上工程のそれぞれについて，多くを学ばなければならなかった英国人毛織物業者及び市当局が，新種毛織物工業の定着までの間，各工程を監督し，可能な限り速やかに新技術の習得を図り，他地域，殊にノーフォーク農村を引離

注(22) F. Blomfield, op. cit., p. 283.

(23) 前述のように，bayes は縮絨を必要とする。

(24) K. J. Allison, thesis, pp. 502-9.

(25) Sandwich については，Hist. MSS. Com. Calendar of the MSS. of the Most Hon. The Marquis of Salisbury, K. G., preserved at Hatfield House, Hertfordshire, Pt. IV, London, 1892, pp. 573-4. Canterbury については，V. C. H. Kent, Vol. II, 1932, p. 407. Colchester については，V. C. H. Essex, Vol. II, 1907, p. 388.

(26) 栗原福也，「近世前期オランダ毛織物工業—ライデン毛織物の場合—」，（増田四郎他編，社会経済史大系，IV，近世前期，東京，1960.）所収，257-258 頁を参照。

(27) ノリッヂ市における移住外国人の活動の規制とほぼ同様なライデンの規制（Nering 制）の意味については，栗原福也，前掲書，268-9 頁を参照。

そうとした意図の反映でもあったといえよう。このことは，1571 年に成文化された 16 項目からなる「移住民活動規範書」（Norwich Booke of Orders for the Strangers）の第 11 項及び 16 項が，移住民の農村，市場町，歳市での販売活動を禁止し[28]，農村のジェントルマン，ヨーマンに雇用されることを禁止していることからも明らかであり[29]，市当局は，新種毛織物の持つ様々な有利性を，市が独占し，新種毛織物生産の農村への拡散を押えようとしていたのである。しかしながら，このような規制にもかかわらず，後に英国人と移住民との係争の因ともなった徒弟制度をはじめとして[30]，織機数制限等の生産過程に関する規制がほとんど見当らないという事実は，注目すべきである[31]。英国人，移住民双方にとって，上のような強制は，流通及び技術上の規制を意味したのであって，雇用労働力，設備資本等の生産過程に直接かかわるものに限っていえば，市内の旧ウーステッド工業の発展を押えていた諸制限は[32]，新種毛織物の導入を契機として，弛緩したといってよいであろう。

(III)

第 I 表（A, B）は，1565 年から 3 年間の間に，フランダース，ブラバント，ゼーラント，ホラント，フリースラント，ピカルディ地方及びリール，アルトワ，エノー，アルマンティエ，ヴァレンシエンヌ，リエージュ，アントワープ，ナミュール，ユトレヒト[33]等の諸都市からノリッヂ市に移住した毛織物工業関係者の職業構成を示したものである。織布工の割合の高さは当然予想されるとしても，オランダ人，ワルーン人集団双方に，梳毛業者（wool comber）が多数含まれている点，非常に興味深い。ノリッヂ市と相前後して移住民を迎え入れた南東部諸都市においては，移住民の職業構成は，ノリッヂ市のそれとは異なり，梳毛業者は多くを数えない[34]。ノリッヂ市に多数移住したこの梳毛業者は，第 I 表（C, D）の 1622 年の外来人職業調査の梳毛職人（journeyman comber）の多数の存在からも窺えるように，梳毛工程は自己の作業場に梳毛職人を雇用して行ない，でき上った梳毛糸を前貸し，農村及び都市の紡毛工に紡毛させたのである[35]。ノリッヂ市にこのような問屋制梳毛業者が多数移住したという事実は，旧ウーステッド工業の不振を考える時，極めて重要な意味をも

注(28) The Walloons and Their Church at Norwich: Their History and Registers, 1565-1832, ed. by W. J. C. Moens, (The Publications of the Huguenot Society of London, Vol. I, 1887-1888), Pt. II, App. XVIII, p. 257.

(29) Ibid., p. 258.

(30) Ibid., Pt. I, p. 77, Pt. II, pp. 263, 269.

(31) ライデンにおいても，流通に関しては，かなり強い規制があったが，生産過程に関する限り，比較的自由であった。栗原福也，前掲書，258 頁。

(32) R.C.N., pp. 376-9.

(33) The Walloons and Their Church at Norwich, Pt. I, pp. 152-6, Pt. II, App. IV, pp. 207-216.

(34) Colchester における移住毛織物工業関係者の職業構成については，V. C. H. Essex, Vol. II, 1907, pp. 387, 394.

(35) K. J. Allison, "The Norfolk Worsted Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, II. The New Draperies", (Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research, Vol. 13, No. 2, 1961), pp. 69-70.

第Ⅰ表　ノリッヂ市移住毛織物工業関係者の職業構成[36]

A.　オランダ人　(1568年)

職　業	数
Woolcombers	154
Weavers	53
Merchants	23
Spinners	15
Fullers	10
Dyers	4
Silk Weaver	1
Cap Maker	1

B.　ウルーン人　(1568年)

職　業	数
Woolcombers	18
Weavers	9
Fringe Makers	8
Drapers	5
Merchants	4
Say Makers	3
Silk Weavers	2
Shearmen	2
Spinners	2
Woolcomber & Weaver	1
Fuller	1
Dyer	1
Cloth & Bay Dealer	1
"Rappoincteur des drapps"	1

C.　オランダ人，ワルーン人　(1622年)

職　業	数
Weavers	74
Journeymen Weavers	32
Woolcombers	32
Journeymen Woolcombers	47
Hosiers	28
Twisterers	22
Dyers	6
Journeyman Dyer	1
Tailors	6
Merchants	6
Fullers	2
Merçhants & Hosiers	2
Maker of Sayes	1
Weaver & Hosier	1
Merchant & Draper	1
Say Weaver	1

D.　オランダ人，ワルーン人　(1622年)

職　業	数
Weavers	78
Journeymen Weavers	25
Woolcombers	28
Journeymen Woolcombers	38
Hosiers	27
Spinners	20
Merchants	8
Dyers	6
Journeyman Dyer	1
Tailors	6
Grocers	3
Says Makers	2
Fullers	2
Brokers	2
Bays & Says Measurer	1
Hose Stamper	1
Hose Skourer	1
Factor for Merchants	1

注(36)　Aのオランダ人集団については，The Walloons and Their Church of Norwich, Pt. II, pp. 207-216. Bのワルーン人集団については，Ibid., Pt. I, pp. 152-6. Cは Lists of Foreign Protestants and Aliens, Resident in England, 1618-1688, ed. by W. D. Cooper (The Publications of the Camden Society, 1862), pp. 18-24. Dは同様の原史料から Moens が計算したもの。Moens によれば，W. D. Cooper は，史料を誤読しているという。The Walloons and Their Church at Norwich, Pt. I, Preface, p. IV. いずれにしろ，wool combers が大きな割合を占めることにかわりはない。尚，1568年の史料の wool-combers の中には，journeymen combers も含まれているようである。

つものであった。すなわち，16世紀前半のノリッヂ市の旧ウーステッドの輸出不振をより深刻化させた旧ウーステッド工業に内在する構造的な脆弱性——織元による準備工程掌握の欠如と織糸供給の不安定性——が，多数の問屋制梳毛業者の移住によって，一応の解決を見たからである。つまり，前述したように，ノリッヂ市旧ウーステッド工業の構造的な脆弱性は，梳毛，紡毛工程の何等かの形での組織化を迫っていたわけであり，そうした課題が，問屋制梳毛業者の大量の導入によって，いわば外来の組織を借りるという形で，ここに解決されることになったのである。

他方，従来，羊毛取引と選毛に従事していた羊毛取引商人の間から，16世紀末，17世紀初頭ともなれば，先ずノリッヂ市において，移住梳毛業者から新しい技術を習得[37]し，梳毛工程をも担うようになる英国人が輩出[38]し，次いでノーフォーク農村各地にも，羊毛取引商人から梳毛業者に転身する者があらわれるに至った[39]。従来，農村及び都市の独立の紡毛工によって行なわれていた梳毛，紡毛工程は，この問屋制梳毛業者の抬頭によって，かなり大規模な資本[40]による組織化を見ることになったのである。

さて，ノーフォークの旧ウーステッド工業組織の特殊性，就中，比較的小規模で独立性の強い織元の存在の故に，ハリファックスと並んで，羊毛仲買人の取引を禁止した1545年，1552年法から免除され[41]，ノーフォーク産羊毛に限って，羊毛仲買人の活動を許されていたノリッヂ市は，1570年に更に次のような特恵的な地位を獲得している。すなわち，市長及び3名の市参事会員あるいは，その代理人は，同市に居住する者に販売する羊毛に限って，英国の如何なる地方の羊毛も購入することが可能となったのである[42]。この許可証交付は，それが無期限であり，購入羊毛量が無制限である点において，他に例をみないものであった[43]。その後，数回に亘って，許可制羊毛取引の禁止を図った枢密院も，ノリッヂ市長，市参事会員の享受する特権を奪うことはなかった[44]。こうして，1570年以降，ノリッヂ市の市長，市参事会員あるいは彼等の代理人は，ミドランド地方，殊にノーサンプトンシャーの羊毛を大量に買付け[45]，これをノリッヂ市の梳毛業者に売却したのである。低地地方及びドイツ産毛織物と比較した場合，原料コストの点で極めて不利な立場にあり，輸出の不況に喘いでいた

注(37)　K. J. Allison, thesis, p. 547.

(38)　The Register of the Freemen of Norwich, pp. 151, 245. An Index of Indentures of Norwich Apprentices enrolled with the Norwich Assembly, Hen. VII-Geo. II, compiled by W. M. Rising and P. Millican, (The Publications of the Norfolk Record Society, Vol. XXIX, 1959), p. 21.

(39)　K. J. Allison, thesis, pp. 741-2.

(40)　Ibid., pp. 742-4.

(41)　The Statutes of the Realm, 1 Edw. VI, C. 6, Vol. IV, Pt. I, p. 11, 5 & 6 Edw. VI, C. 7, Vol. IV, Pt. I, p. 142.

(42)　C. P. R. Eliz. I, Vol. V, 1569-72, p. 21 (133).

(43)　P. J. Bowden, The Wool Trade in Tudor and Stuart England, London, 1962, p. 13.

(44)　Acts of the Privy Council of England ed. by J. R. Dasent, New Series, Vol. IX, A. D. 1575-1577, London, 1894, p. 281, Vol. XIII, A. D. 1581-1582, 1896, pp. 48-9.

(45)　Ibid., Vol. X, A. D. 1577-1578, 1895, p. 25.

当時の英国は，羊毛価格の上昇を押えんとして，羊毛仲買人の活動を極めて厳しく制限していた。[46] こうした中にあって，1545年法，1552年法からの免除に加えて，1570年に再びノリッヂ市が，他の地方には与えられていない特恵的な条件を享受したという事実をどのように解釈すべきであろうか。

勿論，輸出の支柱であった白地大幅毛織物に代って次第に抬頭する新種毛織物を，枢密院が挺入れしようとした事実が背後にあったことは疑いえない。[47] しかし，われわれは，ここで他の側面にも注目しなければならない。すなわち，ノーフォークの羊毛仲買人が取引を許されていたノーフォーク産羊毛と他州産羊毛の価格の推移を示した第Ⅰ図から直ちに判明するように，ノーフォーク産羊

第Ⅰ図　羊毛価格の推移[48]

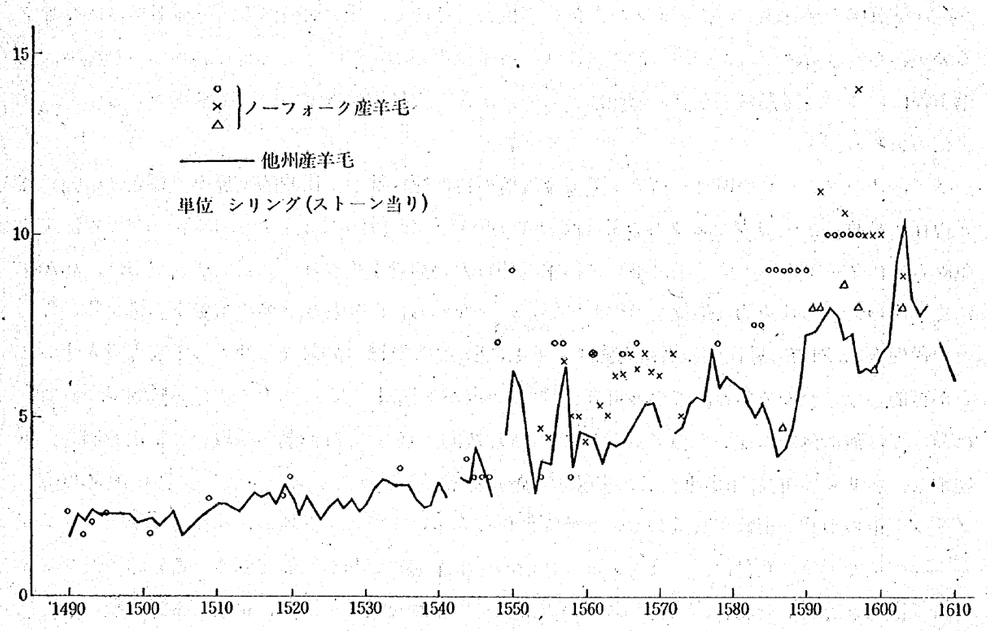

毛は，州内牧羊業者によるサフォーク，エセックスへの大量の羊毛持出しによって，[49] 他州産羊毛との価格差を拡げ，16世紀後半以降，割高になっていたのである。取引を許されたノーフォーク産羊毛が他州産羊毛より割高になる傾向が顕著であった以上，1545年，1552年法からの免除は，事

注(46)　C.S.P.D., Eliz. I, 1601-1603 with Addenda (1547-1565), Addenda, 1552?, Vol. IV, 290, pp. 420-1. P. J. Bowden, op. cit., pp. 115, 136-7.

(47)　この点については，前掲拙稿，98頁参照。

(48)　他州産羊毛については，P. J. Bowden, "Movements in Wool Prices, 1490-1610", (Yorkshire Bulletin of Economic and Social Research, Vol. 4, No. 2, 1952), pp. 112-116, ノーフォーク産羊毛については，K. J. Allison, thesis, App. pp. lxxv-lxxvi より作成。尚，ノーフォーク産羊毛の価格のうち，○印は，牧羊業者の勘定元帳，×，△印は，遺産目録から計算したものである。

(49)　R. C. N., p. 181.

実上無意味であった。従来，ノーフォークの旧ウーステッド工業がノーフォーク産羊毛をほとんど専ら使用したのは，ノーフォーク産羊毛が粗質で繊維が長く，ウーステッド毛織物に好適であったからであるが，[50] 16世紀初頭以降のエンクロージャーの進展，就中，ミドランド地方における進展は，この地方の羊毛の質を変化させ，粗質で長い繊維をもつ羊毛の中心地は，ミドランド地方に移っていたのである。[51] してみれば，羊毛取引を州内に限った上述の法は，今やノリッヂ市にとっては，国内の他の毛織物生産地域と比較した場合でも，割高な原料の使用の強制を意味し，優遇どころか，桎梏にさえなったと思われるのである。

こうして，低地地方のウーステッド工業の進出によって，かつて享受していた独占的地位を奪われ，競争力の強化を迫られていた16世紀半ばのノリッヂ市は，先ず，旧ウーステッド工業組織の隘路であった梳毛，紡毛工程の未組織性を，多数の梳毛業者の受入れ，技術習得という形で解決し，次いで，1570年の市長，市参事会員による低廉な他州産羊毛の購入許可証取得によって，原料コストの低減に成功したのである。

(IV)

旧ウーステッド工業の梳毛，紡毛工程及び後述する仕上工程は，新種毛織物の導入によって，大幅な変化を余儀なくされたが，織布工程については，一部を除いて，旧ウーステッドの織機を使用することも可能であり，移行は大した混乱を生じることもなく行なわれた。導入された新種毛織物のうち，オランダ人の持込んだ bayes は英国人織元の間には浸透せず，[52] たて糸に梳毛糸，よこ糸に刷毛糸を用いるワルーン人の導入した sayes，その他が定着した。[53] 前述したように，旧ウーステッド時代のノリッヂ市の織元は，梳毛，紡毛工程を掌握することなく，織布工程に特化し，他の特権都市ではつとにみられた商業的機能をあわせもつ織元を輩出させることなく，Livery Company の如きものを形成することもなかった。[54] 従って，彼等の経営の拡大は，織布作業場の拡大，あるいは，一定限度の作業場規模の拡大の後には賃機間屋制を採用するという方向で行なわれたのであった。新種毛織物の導入後においても，移住した多数の梳毛業者及びその後に市内あるいは農村に抬頭した英国人梳毛業者によって，梳毛，紡毛工程が組織され，織元による梳毛，紡毛工程の包摂の道は閉され，仕上工程についても，後述するようにかなり大規模な仕上業者が存在し，織元が全面的に仕上工程の包摂に赴くことなく，織元の織布工程への特化という従来の傾向は，再び強化され

注(50)　K. J. Allison, thesis, p. 376.

(51)　P. J. Bowden, The Wool Trade in Tudor and Stuart England, pp. 32, 72.

(52)　K. J. Allison, thesis, p. 501.

(53)　Ibid., pp. 509, 516.

(54)　Ibid., p. 432.

ることになったのである。[55] 第II表のノリッヂ市の新種毛織物の織元及び織布工の遺産目録が示すよ

第II表 ① ノリッヂ市織元の遺産目録[56]

氏名	年代	遺産総額	織糸，製品	織機	織布工具	債権	その他
C.P.	1592	£ 31.17S	£ 4. 9S	5	£ 2. 3S	£ 15. 9S	£ 9.16S
C.V.	1592	£ 23. 6S	14S	4	9S	0	£ 22. 3S
W.M.	1602	£164.15S	£ 2. 9S	4	£ 4.18S	0	£112.13S
?	1603	£ 36.11S	?	6	? 0S	0	£ 28. 9S
M.P.	1603	£156. 7S	£ 38. 3S	14	£96. 5S	0	£ 21.19S
W.S.	1603	£ 28. 7S	£ 28.10S	6	£ 2. 0S	0	£ 7.17S
N.B.	1606	£393. 0S	£196. 0S	10	£11. 0S	£139. 0S	£ 47. 0S
P.G.	1610	£151.12S	£ 64. 6S	3	£ 2. 0S	£ 55. 0S	£ 30. 6S
R.A.	1615	£130. 0S	0	4	£ 1. 2S	£ 60. 0S	£ 68.18S
W.B.	1617	£129.12S	£ 30. 0S	8	£ 6.15S	0	£ 92.17S
R.D.	1617	£154.10S	£ 26.17S	9	£ 9.11S	£ 2.18S	£112. 2S
P.G.	1617	£233.10S	£ 87. 7S	7	£ 9.19S	£100. 0S	£ 36. 4S
?	1617	£ 75. 0S	£ 13.12S	7	£ 8.12S	£ 18. 0S	£ 34.16S
J.M.	1619	£ 71. 9S	£ 48.18S	4	£ 3. 5S	0	£ 19. 6S
R.G.	1632	£219.18S	£ 38. 0S	6	£10.10S	£125.14S	£ 45.14S
T.S.	1632	£200. 0S	£ 41. 0S	8	£11. 1S	£101. 0S	£ 46. 8S
A.B.	1637	£ 60.11S	£ 10.17S	3	£ 7.18S	0	£ 41.16S
T.N.	1640	£245.15S	£ 78. 0S	7	£10.10S	£ 98.18S	£ 58. 7S
J.P.	1640	£577. 2S	£155. 0S	7	£12. 9S	£346. 2S	£ 62.19S
×J.F.	1642	£759.16S	£264.13S	14	£21. 0S	£290. 0S	£184. 3S

② ノリッヂ市織布工の遺産目録

T.P.	1584	£ 53. 3S	£ 17. 7S	0	2S	£ 19. 5S	£ 16. 9S
E.B.	1592	£ 23. 0S	?	0	?	?	?
R.A.	1597	£ 2.19S	0	1	£ 1. 1S	0	£ 1.18S
J.B.	1598	£ 4.12S	0	1	£ 1.	0	£ 3.12S
* ?	1598	£ 19. 4S	0	0	0	£ 5. 0S	£ 14.14S
W.W.	1601	£ 7.10S	14S	3	4S	0	£ 3.12S
E.B.	1603	£ 4. 0S	0	1	12S	0	£ 3. 8S
*W.A.	1610	£ 62. 1S	0	0	0	£ 60. 0S	£ 2. 1S
*C.R.	1610	£ 15. 6S	0	0	0	0	£ 15. 6S
*R.B.	1612	£ 25. 6S	0	0	0	£ 15. 0S	£ 10. 6S
*J.N.	1613	£ 67. 0S	0	0	0	£ 60.10S	£ 6.10S
J.C.	1615	£ 57. 8S	£ 8. 4S	2	£ 1.14S	£ 42. 0S	£ 5. 0S
G.S.	1619	£ 20. 4S	0	1	£ 1.16S	0	£ 18. 8S
A.M.	1621	£ 13.17S	0	2	£ 2. 2S	0	£ 11.15S
J.R.	1630	£ 23.14S	10S	0	0	0	£ 23. 4S
J.F.	1632	£ 3.19S	0	0	0	0	£ 3.19S
T.C.	1636	£ 3. 9S	0	0	0	0	£ 3. 9S
E.A.	1640	£ 10. 7S	0	1	15S	0	£ 9.12S
G.O.	1640	£ 11. 5S	0	0	0	0	£ 11. 5S
A.W.	1641	£ 65.19S	0	0	0	0	£ 65.19S

注(55) K. J. Allison, thesis. p. 750.

(56) Ibid., App. pp. xcvii–xcix より作成。「その他」の項に羊毛は入っていない。この表からも，梳毛，紡毛工

うに，ノリッヂ市の新種毛織物も，その経営形態は，基本的には旧ウーステッド工業時代とほぼ変わるところがない。しかし，17世紀初頭には，織機をかなり集中し，徒弟に加えて，当時既に市内に多数存在していた織布職人（journeyman weaver）を作業場労働者として雇用する一方，ある限度を越えると織機を賃機に出す大規模な織元が輩出していたのである。[57]

第II図 ノリッヂ市自由市民の出自（Worsted Weavers）[58]

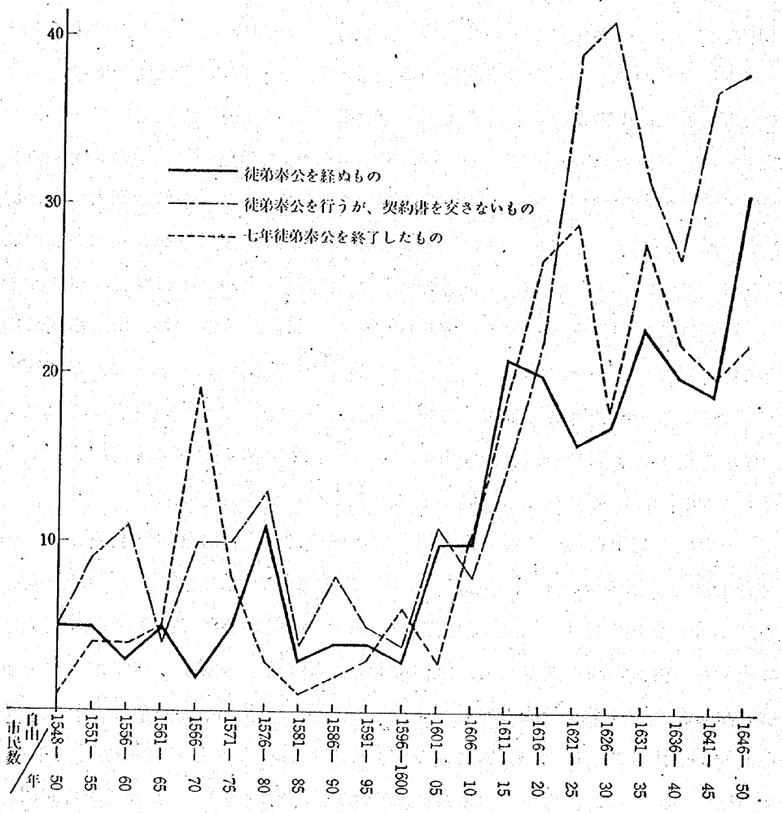

程を包摂せず，職布工程に特化するノリッヂ市の織元の経営形態が窺がえよう。織元と織布工の区分については，極めて恣意的であるが，先ず，* 印を付した織布職人，あるいは目録作成時に既に毛織物から手を引いていた者，これら二者以外で，織機を所有しないもの，1, 2 台しか所有しない者，あるいは，3台所有していても遺産総額が極めて少ないものを一応織布工とした。尚，×印を付した J. F. (John Le Fevre) は，ワルーン人織元であり，所有織機 14 台のうち，7台を賃機に出している。Ibid., p. 753. 尚，K. J. Allison, Worsted I p. 77 も参照。

注(57) 通常，大規模な織元は，織布の外，その作業場に，より糸(twistering)，整経(warping)を専門に行なう従弟あるいは職人を雇用していた。Minutes of the Norwich Court of Mayoralty, 1632–1635, ed. by W. L. Sachse, (The Publications of the Norfolk Record Society, Vol. XXXVI, 1967), p. 156, (以下 Minutes, 1632–35 と略記)。K. J. Allison, thesis, p. 744. 従って，ノリッヂ市の織元が織布工程に特化するといっても，その作業場内においては，単純協業が行なわれているのではなく，分業に基づく協業というマニュファクチュアーの原則は貫かれている。

(58) The Register of the Freemen of Norwich, pp. 153–169 より作成。

ところで，既に述べたように，外国人毛織物工業関係者の大量の移住によって，徒弟制度，所有織機数制限等の生産工程にかかわる規制は弛緩したが，織布工程に関する限り，この傾向は数的にも確認し得る。第II図は，16世紀末期から17世紀中期に至るまでに，ノリッヂ市の自由市民権を取得した worsted weaver の出自を示したものであるが，見られるように，16世紀末期から17世紀にかけて，市民権を取得した者のうち，徒弟奉公を行なわない者あるいは徒弟奉公を行なっても，正式な契約書を交さない者が，7年の徒弟奉公を終了し，正規の手続をふんで市民となる者の数を大幅に上回る傾向が顕著となり，中世的な規制の重要な一環たる徒弟制度の崩壊が明らかに読み取れるのである。更に，生産過程をめぐる規制の形骸化のより重要な局面として，われわれは，次の事実を挙げることができる。すなわち，1636年，市条令によって，織元の雇用する徒弟及び職人の比率が，徒弟2名を雇用する場合には，職人は3名，以下，徒弟3名—職人5名，徒弟4名—職人8名という形で規定され，更に2名の徒弟を雇用する者の財産は最低£40，3名の場合には£80，4名の場合には£120というように，織元の雇用労働力が，その財産に従って格差をつけられたのである。[59] この規制は，旧ウーステッド工業時代のギルド規制，すなわち，所有織機数の最高限を設定し，その経営規模の大小を勘案することなく，形式的に総ての者を同一の基盤で規制し，従ってまた没落しつつある中小親方層の利害の反映でもあった規制とは[60]その原則を全く異にし，中世的な形式的平等を標榜する規制の弛緩を示すものであり，新種毛織物工業のもとで進展した織布工程をめぐる資本賃労働関係の形成を，市当局が追認したものに他ならない。

ノリッヂ市の織布工程をめぐる資本賃労働関係の形成はまた，都市織元自身による中世的な労働組織，徒弟制度の積極的な打破によって，より一層促進された。すなわち，17世紀初頭以降，都市織元は，治安の悪化を恐れる市当局と都市において徒弟奉公を終了した織布職人あるいは徒弟奉公を継続中の徒弟の意向を無視して，農村において徒弟奉公を終了しないままノリッヂ市に流入した多数の織布職人を作業場労働者として雇用し始めたのである。[61] このため1610年には，市内で徒弟奉公を継続中の徒弟及び市内で正式に徒弟奉公を終えた職人およそ100名が，4名の journeymen wardens の指導のもとに，農村からの未修徒弟の大量の流入と織元による彼等の雇用に反対して同盟罷業を行ない，織元に対して，都市において正式に徒弟奉公を終了した職人のみを雇用することを訴えたのである。[62] 都市織元にとって，都市において正式に7年間の徒弟奉公を終了した職人は，

注(59) K. J. Allison, thesis, pp. 665-6.
(60) R.C.N., pp. 376-9.
(61) C.S.P.D., James I, 1603-1610, Vol. LIX, 62, p. 611, James I, 1611-1618, Vol. CIX, 97, p. 610. Minutes of the Norwich Court of Mayoralty, 1630-1631, ed. by W. L. Sachse (The Publications of the Norfolk Record Society, Vol. XV, 1942.), p. 158, (以下 Minutes, 1630-31. と略記)。Minutes, 1632-35, p. 131.
(62) C.S.P.D. James I, 1603-1610, Vol. LIX, 62, p. 611. この1610年のノリッヂ市の職人，徒弟のストライキについて詳しくは，J. U. Nef. Industry and Government in France and England, 1540-1640, Ithaca, N.Y., repr., 1957, pp. 40-1. を参照。

コストの高い労働力であり，農村出身の未修徒弟の雇用，従って都市の中世的な労働組織，徒弟制度の打破は，労賃コスト低減のための重要な手段であった。17世紀前半に新種毛織物工業をおそった数回の不況の度毎に，ノリッヂ市の織元は，第III表が示すように，賃金コストの高い都市の職人を解雇し，農村より流入する徒弟奉公未修の職人というより安価な労働力を作業場労働力として雇用し，一方ではまた賃機問屋制を拡大し，労賃コストの低減を図ったのである。[63]

第III表　ノリッヂ市織元による農村出身織人の雇用[64]

A. 1630—32年

* 印　農村より流入し，織元作業場で働く織人。

織元氏名	*	備　考
T. E.	3	1634年に Worsted Weavers Company の warden を勤める。
J. C.	2	
G. H.	1	1631年，Worsted Weavers Company の warden.
N. B.	5	5名の農村出身職人のうち，1名は徒弟1名を従えている。1630年，Worsted Weavers Company の warden.
Z. G.	2	
W. N.	2	1632, 33年，Worsted Weavers Company の warden.
J. P.	1	1631-1635年の間に，5回 Worsted weavers Company の warden. 7台の織機を所有。
E. L.	1	所有織機のうち，3台が規格外れのため罰金を課せられる。1633年，Worsted Weavers Company の warden.
B. C.	1	1630-1634年の間に5回，Worsted Weavers Company の warden.
R. T.	1	1630-33年の間に3回，Worsted Weavers Company の warden.
R. B.	1	1631-1635年の間に6回，Worsted Weavers Company の warden.
T. N.	1	この1名の農村出身職人は T. N. の作業場ではなく市内の他の者の家で，T. N. の仕事を行なう。T. N. は少なくとも5台以上の織機を稼働。1631-1635年の間に，6回，Worsted Weavers Company の warden.
W. H.	1	少なくとも4台以上の織機を稼働。1633, 34年，Worsted Weavers Company の warden.
W. S.	4	1631年，Worsted Weavers Company の warden.
R. D.	1	1634年，Worsted Weavers Company の warden.
R. B.	1	1632, 1634年，Worsted Weavers Company の warden.
S. N.	2	農村出身職人2名のうち1名は，twisterer（より糸工）.
R. C.	1	
W. B.	1	

注(63) ノリッヂ市の織元は，1630年代の不況に際し，職人の賃金を大幅に切り下げた。このため，枢密院は，ノリッヂ市長に対し，賃金裁定の是正を要請している。E. M. Leonard, The Early History of English Poor Relief, repr. London, 1965, pp. 162-3. 1635年には dornix 毛織物の職人が，4人の指導者を選び，ストライキを起し，織元に対して，現行の週給を2ペンス引きあげることを要求した。K. J. Allison, thesis, pp. 645-6.
(64) Minutes, 1630-31, pp. 68-247, Minutes, 1632-35, pp. 21-224, K. J. Allison, thesis, pp. 665-667. より作成。尚，本史料は，市当局が農村出身の職人の流入と織元による雇用を禁止し，これに違反した織元の摘発を行なった際作られたものであり，農村出身の職人が，織元の作業場で雇用されていたことは明らかである。通常，特権都市の織元は，周辺農村へ問屋制を拡大する。換言すれば，都市の「資本」が農村に出て，農村の労働力を組織するのであるが，ノリッヂ市の場合には，これとはまさに逆に，農村の労働力が都市に流入し，都市の資本に吸収されている。

* 印　農村より流入し，織元作業場で働く職人。

B. 1635 年，ノリッヂ市織元の労働力構成

織　元	従　弟	職　人	*	備　　考
1	4	4		都市出身職人 1 名解雇。
2	1		複　数	〃
3		4		1634 年職人数 5 名。都市出身職人 1 名解雇。
4		4		1634 年職人数 5 名。　〃
5	3	4		都市出身職人 1 名解雇。
6	2	3		〃
7	3	1		〃
8	1	2		〃
9	2	5		〃
10	3	4		〃
11	3	4	3	〃　　賃機 1 台。
12	2	3		〃
13	2	2	1	〃　　1634 年職人数 5 名。
14	2	4－5		〃
15		8	1	〃
16	2	2		〃
17	3	1		〃

16 世紀の半ばに近づくにつれて，低地地方の毛織物工業が，ノリッヂ市の旧ウーステッドの海外市場に進出し，旧ウーステッド工業の転換を迫るほど浮び上って来たのは，低地地方の諸都市が，ほぼ一世紀前に，輸出の不振に見舞われ，その打開策として，新種ウーステッド毛織物 (la nouvelle draperie) の開発に成功したからである。[65] なかでもワルーン地方の諸都市は，新種毛織物の開発によって，ほとんど例外なく 16 世紀には息をふきかえし，アラスの sayes は，16 世紀低地地方の輸出に極めて大きな比重を占めるようになり，トゥルネイ，ヴァレンシェンヌも，カンブレ，モンスと並んで，輸出用毛織物の生産を拡大し，リールもまたその sayes 生産の故に，第一級の工業都市として君臨するに至った。[66] 16 世紀の低地地方においては，輸出を主軸とする毛織物工業は，勝れて都市工業として展開したのである。[67]

15 世紀半ばにこれらの諸都市がとり入れた (la nouvelle draperie) が，「新種毛織物」と呼ばれる

注(65) F. Favresse, "Les débuts de la nouvelle draperie bruxelloise, appelée aussi draperie legérè, fin du XVI^{e} siècle—1443", (Revue belge de philologie et d'histoire, Tome XXVIII, 1950), p. 474.

(66) E. Coornaert, "Draperies rurales, draperies urbaines: l'Evolution de l'industrie flamande au moyen âge et au XVI^{e} siècle", (Revue belge de philologie et d'histoire, Tome, XXVIII 1950), pp. 81–2.

(67) Ibid., p. 82. 尚，ワルーン地方，就中，アラスの都市毛織物工業の動向について詳しくは，山瀬善一，「フランドルにおける初期の都市ブルジョアジー，——アラスを中心として——」(社会経済史学，第 24 巻，第 5・6 号) 83–86 頁参照のこと。

に至った由縁は，それが，原料，織糸，織布の方法において，従来の毛織物と異なっていたというよりも，染色，その他の仕上の方法において著しく異なっていたためである。[68] 剪毛，艶出 (calendering)，殊に染色は，かなり高度の専門的技術を要求するものであり，製品の価格に最も影響を与えるのもこの仕上工程である。[69] 低地地方の諸都市が，1450 年以降の輸出の不振に直面して最も意を用いたのは，この仕上工程の改良，簡素化であった。[70] 毛織物工業に関していえば，都市の存在理由は，この高度の専門技術を要求する仕上であり，ワルーン地方の諸都市が，抬頭しつつあった農村工業に圧倒されることなく甦ったのも，これらの都市が，他ならぬこの仕上工程の改良，簡素化に成功し，より低廉な毛織物を生産することに成功し，毛織物の輸出競争力を回復したからであった。[71]

ところで，元来，仕上工程，就中，染色工程は，染色鍋，染色工具等の比較的大規模な資本を必要とし，殊に英国の場合には，染料，媒染剤は，ほとんどこれを輸入にあおいでいたため，都市における染色業には，早くから商業的要素が介入する傾向が強かった。[72] 都市の毛織物工業関係諸手工業者のうち，商業的色彩を強め，市の支配層に上昇し，市政を壟断する力を得たのも，仕上関係の手工業者であった。ノリッヂ市においても，既に旧ウーステッド時代に，こうした傾向は顕著である。ノーフォーク農村あるいはノリッヂ市の織元から未仕上毛織物を購入して染色し，これを販売する染色業者がいたこと，[73] 染色業者の剪毛，艶出 (calendering) 工程兼営を禁止する市の条例が数回に亘って発布されていること[74]は，ノリッヂ市にかなり大規模な仕上業者が存在していたことを示すものであろう。染色業者であると同時に商人でもあり，15 世紀末期に市長職を数回つとめた者がいたこと，[75] 16 世紀後半以降，金融業者としての機能を担うようになったといわれる[76] scrivener であり，商人であり，同時に剪毛工を雇用していた市長がいたこと，[77] その他，16 世紀前半に市長職に就くに至った染色業者，艶出業者が数人いたということ[78]からも明らかなように，商業的機能を担うに至った仕上業者は，その利害を市政に容易に反映して，ノーフォーク農村及び州内の他の特権都市，ヤーマス，リンの未仕上毛織物をノリッヂ市に集め，仕上しようとしたのである。[79]

注(68) F. Favresse, op. cit., p. 475.

(69) Ibid., p. 475.

(70) E. Coornaert, op. cit., p. 73.

(71) F. Favresse, op. cit., p. 475.

(72) G. Unwin, op. cit., pp. 57–8.

(73) R.C.N., p. 173.

(74) Ibid., pp. 111, 118–9. The Statutes of the Realm, 25 Hen. VIII, C. 5, Vol. III, p. 441.

(75) The Mayors of Norwich, 1403 to 1835, being Biographical Notes on the Mayors of the Old Corporation, ed. by B. Cozens-Hardy and E. A. Kent, Norwich, 1938, pp. 31–37.

(76) R. H. Tawney, Historical Introduction to A Discourse Upon Usury by Thomas Wilson, repr. London, 1962, pp. 96–8.

(77) The Mayors of Norwich, p. 38.

(78) Ibid., pp. 40, 49.

(79) The Statutes of the Realm, 26 Hen. VIII, C. 16, Vol. III, p. 513.

ノーフォークの旧ウーステッド毛織物は，国内にかなりの白地毛織物の市場[80]をもっており，輸出されるものについても，低地地方に向うものは白地のまま輸出された。しかしながら，輸出されるウーステッド，殊に外港ヤーマスから直接輸出されるものに関していえば，その市場は，スペイン，ポルトガル，フランス等の南欧市場であり，これらの地方には，未仕上毛織物を仕上する場所はなく，従って仕上毛織物を需要する市場であった[81]。ノリッヂ市が，旧ウーステッド時代に，英国の他の特権都市の没落をよそに，農村の毛織物を集荷し，仕上の中心地としての地位を維持することができ，ノリッヂ市の仕上業者が市の支配層に上昇することができたのも，実は，旧ウーステッド毛織物が，仕上毛織物を需要する輸出市場をもっていたからに他ならない。

ただ，ここで注意しておかなければならないのは，その性格上大規模な資本を所有し，商業的な色彩を強く帯びるに至ったノリッヂ市の仕上業者も，例えば，16世紀シュルスベリーのドレイパー，あるいは，ロンドンの Clothworkers Company のように，紡毛，織布，縮絨，染色の諸工程を問屋制的に組織する[82]ということはなかった点である。農村及び都市の織元の未仕上毛織物を購入してこれを仕上し，販売することはあっても，ノリッヂ市の仕上業者は，これから進んで比較的小規模な織元を問屋制的に支配することはなく，仕上あるいは販売に特化していたのである。農村及びノリッヂ市の織元は，織り上げた未仕上毛織物を料金加工という形でこの仕上業者に加工させていたのであり，両者の間に経済的支配・被支配関係はなかった[83]。ノリッヂ市においては，織元と仕上業者は，信用関係を媒介として対峙し，互にその独立を保っていたのである[84]。

旧ウーステッド工業時代に，大略以上のような条件下にあったノリッヂ市の仕上業者が，簡素化され，彼等には全く未知の仕上技術を誇った移住仕上業者を迎え入れた時，最も懸念したのは，移住仕上業者が進出し，英国人仕上工を雇用して，ノリッヂ市の仕上工程を支配することであった[85]。土着業者と移住民の間に生じた軋轢のうちでも，この仕上工程をめぐる軋轢は，最も著しかった[86]。既に旧ウーステッドの仕上の掌握に成功し，市政にその利害を反映させうる地位にあった英国人仕上業者は，都市にとって極めて重要なこの工程を，土着資本のコントロールのもとに置くため，直ちに厳重な規制を設け，移住仕上業者の活動を大幅に制限したのである。先ず，1568年，1名の外国人染色業者を除いて，総ての移住外国人は，染色を禁じられ，染色を許された1名の業者も，自

注(80) K. J. Allison, thesis, p. 420.
(81) A. Friis, op. cit., pp. 60-1.
(82) 谷和雄，「中世イングランドにおける毛織物工業の発展と都市の織元—とくにケアラス＝ウイルスン女史による実証の成果の意味するもの—」（井上幸治篇，ヨーロッパ近代工業の成立，東京，1961.）所収，94-5，98-101頁。
(83) K. J. Allison は，織元と仕上業者とのこうした関係を，「一種の問屋制」(a kind of putting-out) とよんでいる。K. J. Allison, thesis p. 412.
(84) Ibid., p. 412.
(85) The Walloons and their Church at Norwich, Pt. I, p. 79.
(86) K. J. Allison, thesis, p. 532.

身の使用人だけを使い，さらに自己の作業場でのみ染色することを義務付けられた[87]。17世紀に至るまで，数人の外国人染色業者が染色業を営むことを許されたが，いずれの場合にも，条件として，英国人仕上業者に仕上技術を教えることを義務付けられている[88]。

旧ウーステッド工業の時代から，既に周辺農村の未仕上毛織物の仕上をその存立の一つの大きな基盤とし，そうした機能をもって，ノーフォーク農村の毛織物工業の自立性を弱めていた[89]ノリッヂ市にとって，新種毛織物の導入は，危機を意味していた。未知の高度な仕上技術の土着化は，この意味において，後のノリッヂ市毛織物工業の発展を大きく左右するものであったが，市当局による厳しい仕上工程の規制の実施と英国人仕上業者の腐心によって，17世紀初頭までには，新しい仕上技術が，ようやく英国人仕上業者の間に浸透し，彼等のうちからも，改良され，簡素化された技術をもって，大規模に仕上を行なう者があらわれたのである[90]。

(VI)

1570年代は，ノリッヂ市毛織物工業にとって，従来の特産品型工業組織から国内あるいは海外の競争場裡で生残りうる工業組織へのけわしい再編の時代であった。上に述べたような工業組織の高度化，労働力の再編成，技術の変化がノリッヂ市の旧ウーステッド工業組織に与えた緊張と軋轢，失業と貧困の増大に対処すべく，市当局は1571年に極めて詳細な貧民調査を行なっている[91]。しかし，1580年代に至って，ノリッヂ市もようやく過渡期を終り，新たな経済への移行を完了し，第Ⅲ図が示すように，織機，生産工程の点で旧ウーステッドとほぼ変わるところのないワルーン人の導入した caungentry の改良に成功し，"Norwich Stuff"[92]として，その生産を軌道に乗せることができた。17世紀に入ると，ノリッヂ市は従来のような比較的固定した市場へ向ける特産品型工業から完全に脱却し，極めて多種類の新種毛織物をもつ[93]需要喚起型工業へ転身し，スペイン，フラ

注(87) The Walloons and Their Church at Norwich, Pt. I, p. 79.
(88) Ibid., p. 79.
(89) このことは，農村織元のうちの大規模なものが，織り上げた未仕上毛織物をノリッヂ市で仕上するため，市内にウエアハウスをもたざるをえなかったことからも明らかであろう。K. J. Allison, thesis, pp. 749, 757.
(90) 1611年に遺産目録を残したノリッヂ市のある染色業者の遺産総額は，£689であり，このうち織元あるいは商人に対する債権は£420であった。彼の染色場には，3個の染色鍋，3個の銅製釜，数台の筵台，石炭があり，その総計は，£61であった。またそのウエアハウスには染料，媒染剤が貯蔵されている。K. J. Allison, thesis, p. 765.
(91) J. F. Pound, "An Elizabethan Census of the Poor: The Treatment of Vagrancy in Norwich, 1570-1580," (University of Birmingham History Journal, Vol. VIII, 1962.), p. 139. 貧民調査の対象となった者のうち，毛織物工業関係者が最も多く，22.8% を占めている。Ibid., p. 152. J. H. Thomas, Town Government in the Sixteenth Century, London, 1933, pp. 131, 172-7. R. C. N., pp. 339-56.
(92) K. J. Allison, thesis, p. 516.
(93) W. R. Rudd, "The Norfolk and Norwich Silk Industry", (Norfolk Archaeology, Vol. 21, 1923.), pp. 254-255.

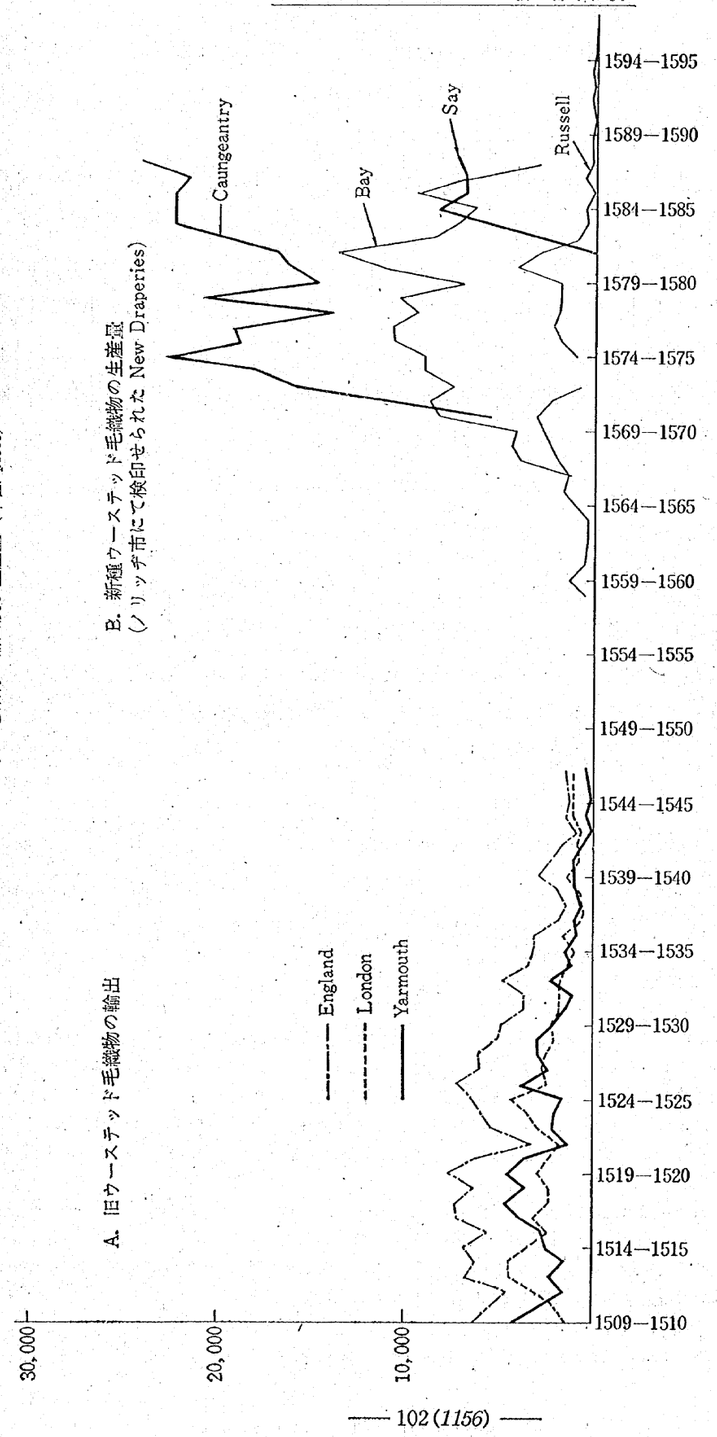

第 III 図　新旧ウーステッド毛織物の輸出及び生産量（単位 piece）(94)

注(94)　A—G. Schantz, Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters, II. Leipzig, 1881, SS. 87, 98, 105.
B—R.C.N., pp. 412-3, N. J. Williams, "Two Documents Concerning the New Drapery" (Econ. Hist. Rev. 2nd ser. Vol. IV, 1952), pp. 356-7, K. J. Allison, thesis, pp. 572, 574. より作成。

ンス，レヴァント会社等の比較的規制の弱い特権会社あるいは interloper を通じて，その製品をロンドン経由，あるいは外港ヤーマスから直接に南欧，レヴァント市場に送ったのである。(95)

さて，17 世紀ノリッヂ市の新種毛織物工業の著しい特質として，先ず再生産圏の地域的拡大を挙げなければならない。旧ウーステッド工業の隘路であった梳毛，紡毛工程の未組織性が，多数の梳毛業者の移住という形で一応解決されたあと，ノリッヂ市内次いで農村において，同様の経営形態をもつ問屋制梳毛業者が多数輩出し，織糸をノリッヂ市に供給したが，今やノリッヂ市新種毛織物工業の準備工程を担う梳毛業者は，ノーフォークを越えてサフォーク，エセックスにも多数あらわれるに至ったのである。(96) 1623 年には，こうした梳毛業者のために，市内に公設織糸市場が設けられ，(97) 第Ⅳ図に示したように，サフォーク，エセックスの梳毛業者は，自身あるいは仲買人を通じて新種毛織物の織糸をノリッヂ市に供給したのである。一方，サフォーク，エセックスの織糸をも吸収し，再生産圏を拡大するに至ったノリッヂ市の織元についてみると，17 世紀以降，ノリッヂ市内部における彼等の政治的，経済的地位に著しい向上が見られ，(98) 他の毛織物工業関係者と比較した場合，やや特殊な地位を獲得し始める。すなわち，1613 年から 1623 年の間に，枢密院，市当局は，度々ノリッヂ市の新種毛織物の規制を試み，課税，規格，販売について，織元の活動に干渉せんとしたが，(99) ノリッヂ市の織元は，いずれの場合にも，Worsted Weavers Company (100) の統治機構への介入を許さず，その自治を貫ぬき，市長，市参事会員，ノリッヂ市商人の側からする圧迫を退ぞけ，都市内部においてかなり強力な地位を獲得し，その発言力を強めている。(101) ノリッヂ市内部における織元の政治的，経済的地位の向上は，最終的には，市民革命後の 1650 年に与えられた織元

注(95)　スペイン，ポルトガル，フランス会社の排他的特権が弛緩して来たことについては，The Statutes of the Realm, 3 Jac. I, C. 6, Vol. IV, Pt. II, p. 1083. 新種毛織物の輸出が，旧来のマーチャント・アドヴェンチャラーズよりも，むしろ規制の弱い特権会社を通じて行なわれたことについては，F. J. Fisher, "London's Export Trade in the Early Seventeenth Century," (Econ. Hist. Rev. 2nd ser. Vol. III, No. 2, 1950), pp. 158-9. interloper の新種毛織物取引については，A. Friis, op. cit., pp. 367, 371.

(96)　R. Reyce, Suffolk in the XVIIth Century: The Breviary of Suffolk, 1618, Now Published for the First Time from the MS in the British Museum, with Notes by Lord F. Hervey, London, 1902, pp. 22-3. V.C.H. Suffolk, Vol. II, 1907, p. 276. 尚ノリッヂ市の新種毛織物工業の再生産圏が，サフォーク，エセックスに拡大し，綴糸供給，規制について，ノリッヂ市の織元とサフォーク，エセックスの梳毛業者との間に係争が多かったことについては，Hist. MSS. Com. The MSS. of the House of Lords, Rep. III, 1872, App. I, p. 31.

(97)　The Walloons and Their Church at Norwich, Pt. I, p. 74.

(98)　16 世紀後半から 17 世紀中に市長となった織元は，11 名を数える。The Mayors of Norwich, pp. 59-106. 商業的機能を担うことなく，マニュファクチュアー経営主たる織元が，特権都市の市長になるというノリッヂ市の例は，他の特権都市では見られないものである。

(99)　A. Friis, op. cit., p. 427. K. J. Allison, thesis, pp. 654, 670-5.

(100)　1622 年，市会は，ノリッヂ市の総てのギルドを 12 の Grand Companies に分割し，2 名の市参事会員を各 Company の長 (Maisters) とし，その下に，headman 1 名，wardens 2 名，searches を数名おいた。しかし，この規定は，Worsted Weavers Company には適用されず，Worsted Weavers Company は，市当局の規制の枠の外にあった。R.C.N., pp. 383-6.

(101)　Minutes, 1632-35, pp. 177, 180. K. J. Allison, thesis, pp. 670-5.

第IV図　ノリッヂ市への織糸供給地(102)

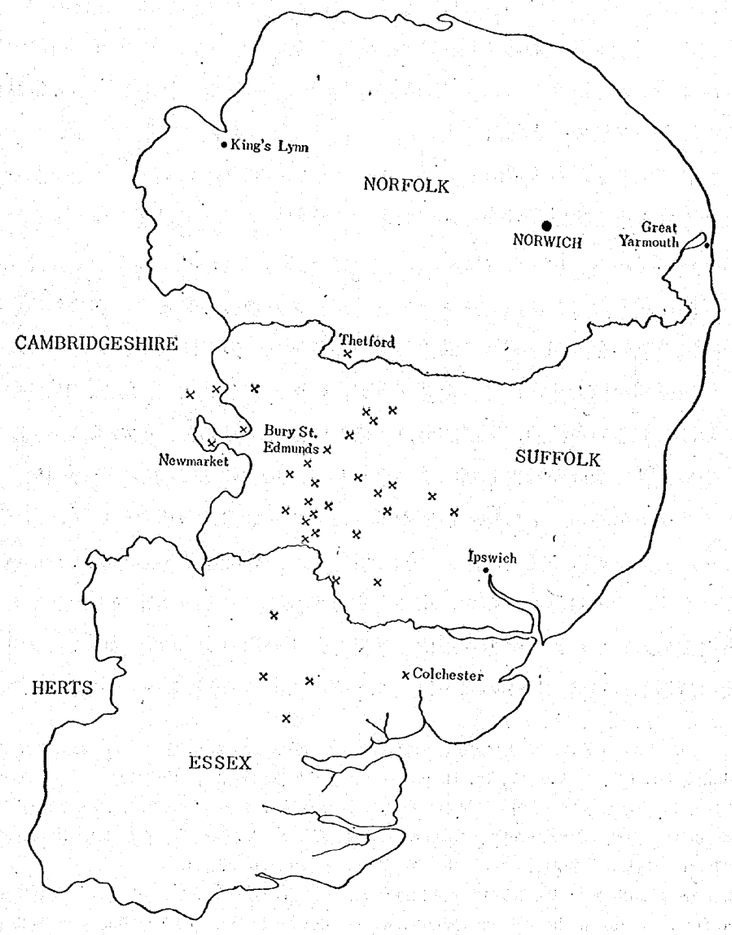

の自治体特権に結実し，これによってノリッヂ市，ノーフォーク農村の織元の間から選出された監督官（wardens）は，dyers, shearers, calenderers 等の仕上業者の作業場，ウエアハウスのみならず，卸売商人のウエアハウス，小売商人の店舗への立入検査権をも獲得したのである。(103)

名実ともに新種毛織物工業への移行を完了した17世紀のノリッヂ市毛織物工業は，結局，旧ウ

注(102)　K. J. Allison, thesis, Map 16 facing p. 700.

(103)　J. James, History of the Worsted Manufacture in England, London, 1857, pp. 152-3. この1650年の織元の自治体設立特権は，王制復古後の1622年に，再確認されたのみならず，一部強化された。The Statutes of the Realm, 14 Car, II, C. 5, Vol. V, pp. 371, 373.

ーステッド工業の諸工程の経営上の独立性という特質を保持しつつも，以上述べたように，梳毛作業場において生産した梳毛糸を都市あるいは農村の紡毛工に問屋制的に紡毛させる問屋制梳毛業者，織布工程に特化し，織布作業場経営と賃機問屋制に依拠する織元，これに加えて，移住民による都市仕上工程の支配を排除し，再び仕上工程を掌握することに成功した商業的機能を担う仕上業者を三つの大きな支柱として組織されるに至ったということができよう。西部のウィルトシャー，北部のヨークシャー，東部のサフォーク，エセックスにおいては，多かれ少なかれ，紡毛，織布，仕上工程をその経営に包摂する本来の意味における織元を軸として毛織物工業が組織されていたのに反し，毛織物工業の主要な工程がそれぞれ別個の経営によって担われ，しかも当時の段階としてはかなり高度な資本賃労働関係を内包するような各経営が，他の工程の包摂に赴くことなく，互に牽制しあい(104)，信用関係を媒介として対峙しているというノリッヂ市の新種毛織物工業は，上述諸地方の産業構造を，「紡毛毛織物型」（ウールン型）と名付けうるとすれば，いわば「梳毛毛織物型」（ウーステッド型）ともいうべき産業構造を確立していたのである。

結びにかえて

オランダ，ドイツを主要な市場とし，原料，製品価格の相対的な上昇に悩み，紡毛，織布，更には仕上工程をも包摂する織元を軸として組織される「紡毛毛織物型」（ウールン型）産業構造は，1550年から市民革命に至る一世紀間の国際的環境が英国に課した課題，輸出競争力の強化，そのためのコスト低減を図るにはあまりに不適当な産業構造であった。原料コスト，労働力コスト，生産期間の短縮化，資本の回転率の高度化を含む低コスト経済(105)への移行が極めて困難であるような「紡毛毛織物型」（ウールン型）産業構造をもつ地域において，不況の影響が深刻であり，末期テューダー朝・初期スチュワート朝の為政者による再三の雇用促進策にもかかわらず，織元の破産と失業がたえなかったのも蓋し当然のことであろう(106)。こうした産業構造を維持する限り，残された道は，毛織物工業そのものの衰退かあるいはコスト低減をそれほど要請されない市場を開発し，そうした市場の需要する毛織物へ転換することであった(107)。白地大幅毛織物生産の中心地である西部のウィルト

注(104)　こうした傾向は，旧ウーステッド時代から著しかったが，前述したライデンの規制と同様，ノリッヂ市が，新種毛織物を導入した直後に採用した流通規制も与って力があったと思われる。すなわち，Hall への強制集荷，公設市場での販売等は，織元に対する商人資本あるいは仕上業者の問屋制支配をチェックする防波堤としての機能を果たし，主要な工程を荷う経営の独立性を補強するものとして作用したであろう。

(105)　B. E. Supple, op. cit., pp. 120, 153. 船山榮一，「イギリスにおける経済構成の転換」，東京，1967. 63-67頁を参照のこと。

(106)　C.S.P.D., James I, 1619-1623, Vol. CXXVIII, 67, p. 362. B. E. Supple, op. cit., p. 55.

(107)　例えば，サフォークの染色毛織物（coloured cloth）は，16世紀末期にバルト海地方へ向け，大量に輸出され，その後，トルコ市場において，イタリア毛織物とあらそった時にも，コストの上昇に悩むイタリア毛織物に充分たちうちできた。R. Davies, "England and the Mediterranean, 1570-1670", in Essays in the Economic and Social History of Tudor and Stuart England in Honour of R. H. Tawney, ed. by F. J. Fisher, Camb., 1961, pp. 119, 124.

シャーにおいて，16世紀後半以降，大規模な織元がその経営の中心を土地所有，牧羊，羊毛売買に移し，いわば上昇転化する傾向が目立つが[108]，これは前者の典型的事例であろう。またわれわれは，同じくウィルトシャーにおいて，17世紀初頭以降，白地大幅毛織物から染色毛織物，仕上毛織物へ転換する織元を見るが[109]，こうした傾向は後者の事例であろう。

一方，当初からスペイン，ポルトガル，フランス，次いでレヴァント地方を主要な市場とし，紡毛毛織物に比べて原料が粗質で低廉であり[110]，一反当りの使用羊毛量も少量ですむ[111]新種毛織物工業にいちはやく転身したノリッヂ市の毛織物工業は，当時の英国の国内あるいは国際的諸条件を考慮する時，先ずもって，原料コストの点で有利な地歩を築いていたといえよう。のみならず，ノリッヂ市は，1570年の市参事会員への羊毛取引特権の取得によって，更により低廉な他州産羊毛を獲得することが可能となり，原料コストの一層の低減を図ることができた。加えて，ノリッヂ市においては，大量の移住民の導入以後，徒弟制度，織機数制限等の生産過程にかかわる規制は弛緩し，就中，労働力コストを高める都市の中世的な制度，すなわち7年徒弟制度は，17世紀には完全に形骸化し，都市織元もみずから農村出身の徒弟奉公を終了しない職人を積極的に雇用することによって，中世的な労働組織を打破し，労働力コストの低減に成功しているのである。市場，原料コスト，労働力コスト上の有利性に加えて，17世紀初頭以降のノリッヂ市新種毛織物工業はまた，次のような有利な点をそなえていた。すなわち，旧ウーステッド工業の段階において既に毛織物工業の主要な工程は，それぞれ別個の経営によって担われ，新種毛織物工業への転換後も基本的には同様の構造をもち続けたノリッヂ市の「梳毛毛織物型」（ウーステッド型）産業構造は，「紡毛毛織物型」（ウールン型）産業構造と比較した場合，各経営における生産期間が短かく，従って雇用労働力も少なくてすみ，資本の回転率も高く，不況に対する抵抗力[112]をそなえた産業構造だったのである。

17世紀初頭以降，ノーフォークの隣州サフォークあるいはエセックスにおいても新種毛織物が次第に抬頭し始める。元来この地方においては，染色毛織物（coloured cloth）と白地毛織物（white cloth）が生産され，二つの毛織物生産地は地理的にも明確に分断され，Lavenham, Sudbury, Bures, Boxtead, Dedham, Colchester 等の東部地方は染色毛織物，Clare, Cavendish, Halstead, Coggeshall, Bocking, Braintree 等の西部地方は白地毛織物に特化していた[113]。Colchester, Sudbury を除いて，

注(108) P. J. Bowden, The Wool Trade in Tudor and Stuart England, p. 83. G. D. Ramsay, The Wiltshire Woollen Industry in the Sixteenth and Seventeenth Centuries, 2nd edn. N.Y., 1965, p. 126.

(109) C. Wilson, "Cloth Production and International Competition in the Seventeenth Century", (Econ. Hist. Rev. 2nd ser. Vol. XIII, No. 2, 1960), p. 212.

(110) P. J. Bowden, The Wool Trade in Tudor and Stuart England, p. 13.

(111) Ibid., p. 43.

(112) B. E. Supple, op. cit., pp. 157-8. 船山栄一，前掲書77頁。越智武臣，前掲書，221頁。

(113) J. E. Pilgrim, "The Rise of the 'New Draperies' in Essex" (University of Birmingham History Journal, Vol. VII, Pt. I, 1959), pp. 37-8.

新種毛織物に転換したのは，ほとんど白地毛織物生産地であり[114]，白地毛織物の不況の度毎に，この地方の大規模な織元は，新種毛織物を取り入れていったのである。この意味において，両地方の新種毛織物への転換は，少なくとも，17世紀の初頭には，「紡毛毛織物型」（ウールン型）産業構造から，不況に強い「梳毛毛織物型」（ウーステッド型）産業構造への移行を経ぬままに行なわれたということができよう[115]。1622年に新種毛織物工業をおそった不況が，ノリッヂ市の新種毛織物工業には大した影響を与えなかったのに反し[116]，サフォーク，エセックスの新種毛織物生産地帯の不況が深刻であったのも[117]上に述べた理由によるものであった。

1550年から市民革命に至るまでの一世紀間の英国経済の構造転換，再編成の過程が，英国毛織物工業の輸出競争力の強化のための模索の過程であり，この100年間の苦難に満ちた模索の道の行き着いた先が，多くの場所において，旧来の紡毛毛織物から新種毛織物への転換であったとすれば，旧ウーステッド毛織物の輸出不振に直面していち早く新種毛織物に転身したノリッヂ市は，英国経済の構造転換を先取りしていたということができよう。そして，その後，ノリッヂ市において，原料コスト，労働力コストの低減，不況に対する抵抗力をそなえた産業構造の確立，総じて当時の英国に課された課題の解決が成功裡に行なわれ得たが故に，東部英国の特権都市ノリッヂ市は，他の特権都市の衰退をよそに，18世紀末期に至るまで毛織物工業の中心地として生残ることができたのである。

注(114) Ibid., p. 45.

(115) C.S.P.D., James I, 1611-1618, Vol. LIV, 53, p. 606. The Statutes of the Realm, 7 James. I, C. 7, Vol. IV, Pt. II, p. 1165.

(116) A. Friis, op. cit., p. 413. f. n.

(117) C.S.P.D., James I, 1619-23, Vol. CXXIX, 59, p. 379. E. M. Leonard, op. cit., p. 149.